

古河市まち・ひと・しごと創生

総合戦略

平成28年3月

《 目 次 》

I	策定の趣旨	1
1	基本的な考え方	1
2	計画期間	1
3	人口ビジョンに掲げる将来展望	2
4	総合戦略の位置づけ	3
II	基本方針	4
1	まち・ひと・しごとの創生に向けた政策 5 原則の実現	4
2	取組体制と PDCA サイクルの強化	5
3	国・県・近隣市町との課題解決に向けた連携について	5
III	基本目標① 地域の特性を活かしたしごとづくりで、安定した雇用を創出する	6
1	新たな起業・創業と企業立地の推進	7
2	安定した雇用の確保と働きやすい環境づくり	8
3	地域の特性を活かした産業力の強化	9
IV	基本目標② 移住と定住を促し、新しいひとの流れを創出する	11
1	「住んでみたい」移住を促す取組の推進	12
2	「住み続けたい」定住を促す取組の推進	13
3	地域産業の魅力を活かした“呼び込む力”の強化	14
V	基本目標③ 若い世代の結婚 出産 子育ての希望をかなえ、みらいを創生する	15
1	切れ目ない子育て支援の推進	16
2	子どもが健やかに育つ環境づくり	17
3	安心して子育てできる医療体制と家庭づくり	18
VI	基本目標④ 地域と地域が連携し、安心な暮らしを守り、 将来を見据えたまちを創生する	19
1	都市基盤の整備と人口減少に対応したまちづくり	20
2	災害に強いまちづくりの推進	21
3	地域と地域の連携による圏域づくり	22

I 策定の趣旨

1 基本的な考え方

- 人口減少を克服するため、国は「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」）とともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「国総合戦略」）を平成 26（2014）年 12 月に閣議決定しました。この「国総合戦略」は、「長期ビジョン」を踏まえ、平成 27（2015）年度を初年度とする今後 5 か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示したものです。
- 「国総合戦略」においては、4 つの基本目標のもとに、施策・事業を展開しています。4 つの基本目標とは、「<基本目標①>地方における安定した雇用を創出する」「<基本目標②>地方への新しいひとの流れをつくる」「<基本目標③>若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「<基本目標④>時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」であり、これらを達成することによって、「人口減少と地域経済縮小の克服」と「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を目指としています。
- このような背景のなか、地方自治体においても「地方版総合戦略」の策定に努めることとなりました。この「地方版総合戦略」は、住民・産業界・行政・教育・金融・労働・メディアなど、多様な主体の参画を得て、人口減少を克服するための施策・事業をまとめる 5 か年の計画です。
- 古河市では、国が示す「地方版総合戦略」として、この「古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「古河市総合戦略」）を策定しました。この「古河市総合戦略」は、同時に策定した「古河市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（以下「古河市人口ビジョン」）に示した基本視点『居住・生活・就労を巡る環境を改善し、人口の流出を抑制する』『結婚・出産・子育てを巡る環境を改善し、出生率の向上を目指す』に即して、古河市の未来を切り拓くための施策・事業を戦略的に抽出・整理したものです。

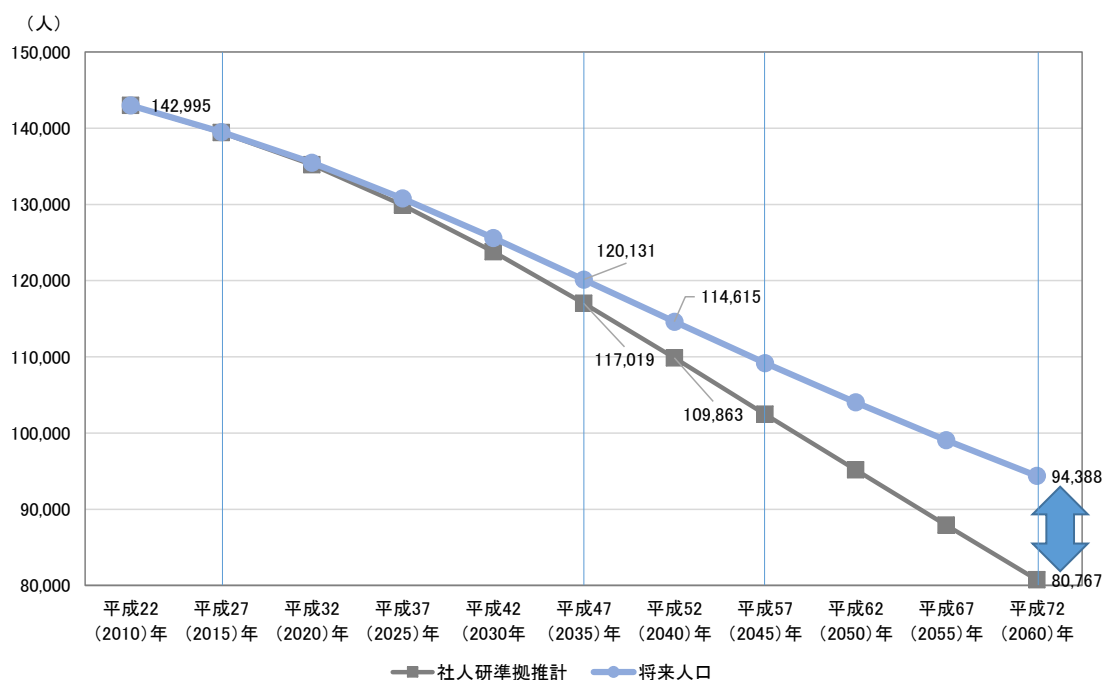
2 計画期間

- 平成 27（2015）年度を初年度とし、平成 31（2019）年度を目標年度とする 5 か年とします。

3 人口ビジョンに掲げる将来展望

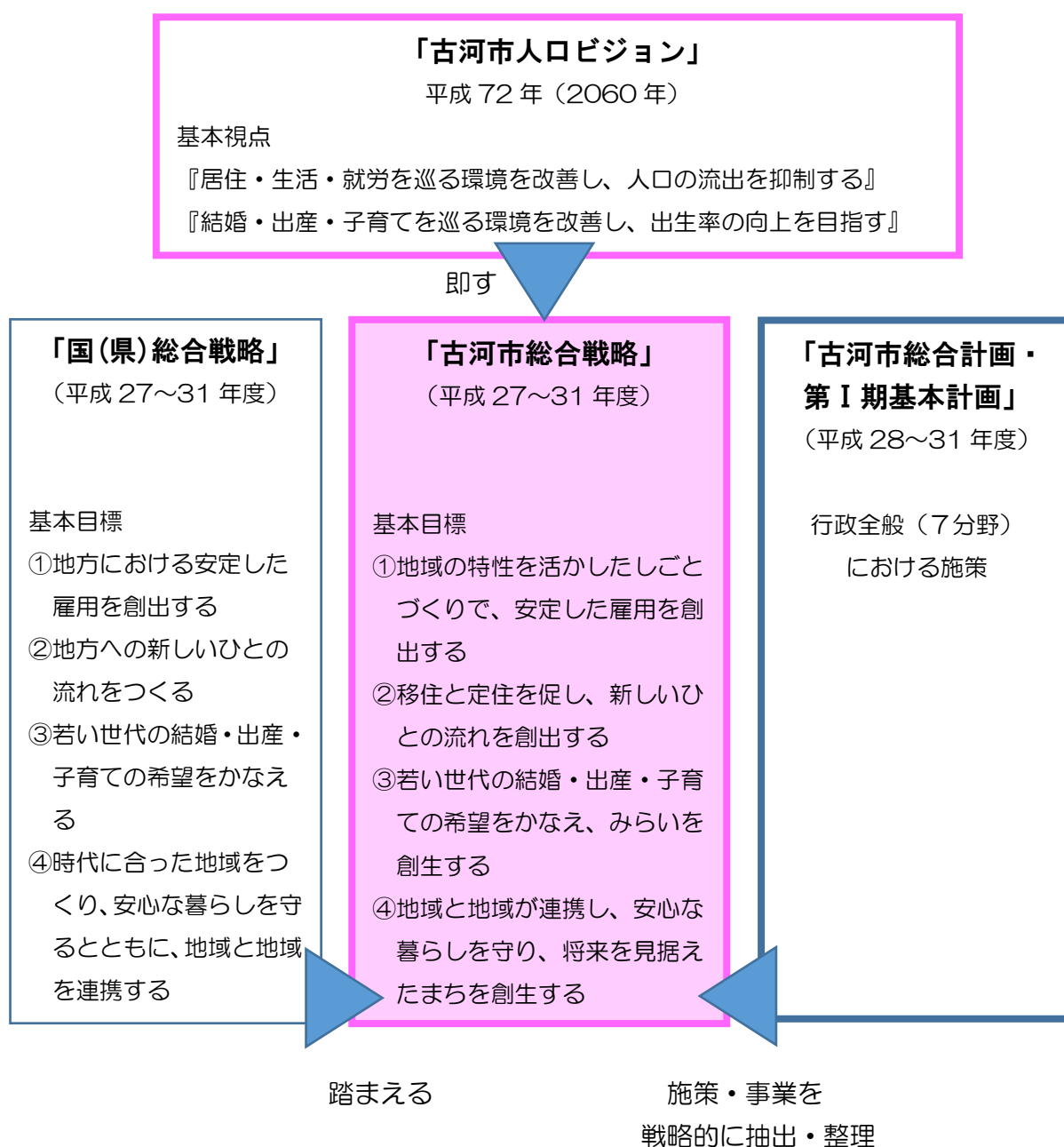
- 0～49 歳の男女のうち、転出超過（純移動率がマイナスの状態）が続く設定となっている階層について、平成 52（2040）年の純移動率をゼロ（すなわち、転入・転出のバランスが取れている状態）とすることを目指します。
- 人口置換水準である 2.07 の達成を長期的な観点から見据えつつ、平成 52（2040）年の合計特殊出生率を 1.82（市民意識調査から得られた希望出生率）とすることを目指します。
- 古河市の平成 72（2060）年人口を約 9 万 4 千人と展望し、人口構造の若返りを図ります。

《将来人口》



4 総合戦略の位置づけ

- この「古河市総合戦略」は、「国総合戦略」の基本的な考え方に基づき、「古河市人口ビジョン」に示した基本視点到即して、同時に策定する市の最上位計画「第2次古河市総合計画」の「第Ⅰ期基本計画（計画期間：平成28～31年度）」から、施策・事業を戦略的に抽出・整理したものです。
- 「国（県）総合戦略」並びに「古河市人口ビジョン」「第2次古河市総合計画・第Ⅰ期基本計画」との関係性は、次の通りとなります。



Ⅱ 基本方針

1 まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則の実現

- 本市の人口減少を抑制し、将来的に持続可能な地域を実現していくため、国総合戦略に掲げられている「まち・ひと・しごと創生」政策5原則を踏まえ、以下のとおり実施していく。

(1) 自立性

市総合戦略に位置づけた施策は、一過性の対処療法的なものにとどまらず、地元企業や地元金融機関等の活力を積極的に活用しながら、継続的に本市の活力を再生・維持していくよう施策展開を図る。国からの補助金等を積極的に活用しつつも、補助金等がなければ持続できないこととならないよう、将来負担と施策効果などを常に検証し、継続して展開できる仕組みを構築する。

(2) 将来性

市総合戦略に位置づけた施策は、第2次古河市総合計画基本構想に掲げる“めざすまち”を実現するための施策を戦略的に抽出、整理したものである。“めざすまち”の実現に向け、自立的かつ主体的に、前向きに取り組んでいく。

(3) 地域性

本市の地域特性について様々な客観的データを用い実状分析や将来予測を行い、本市の実態に合った「総合戦略」を策定するとともに、市総合戦略に位置づけた施策に関連する各事業の持続性の検証結果を反映し、各種施策を実施していく。

(4) 直接性

本市の人口減少は国、県よりも早く進むとされており、スピード感を持って市総合戦略に位置づけた各種施策に取りかからなければならない。限られた経営資源（人・モノ・財源）と時間のなかで、最大限の成果を上げるため、住民代表・産官学金労言等との連携により、施策の効果をより高める工夫を行い、4つの基本目標の実現に直接的に寄与する施策を実施する。

(5) 結果重視

効果検証の仕組みをともしない施策は市総合戦略に位置づけず、明確なPDCAサイクルのもとに、4つの基本目標ごとに具体的な数値目標を設定し、施策効果を客観的な指標（KPI）により検証し、必要な改善等を行っていく。

2 取組体制と PDCA サイクルの強化

- 「古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実施にあたっては、年度ごとに外部検証委員会による検証を行った後に、総合戦略の策定にかかわった「古河市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」に報告し、必要に応じ事業内容（アクションプラン）の見直しを行っていく。



3 国・県・近隣市町との課題解決に向けた連携について

- 近年の公共交通網の進展により人の動きが活発に行われている。本市周辺の圏域においても首都圏への流出は著しく、人口減少問題に取り組むためには、関東地方の地理的中心にあり、首都圏への交通利便性も高いという強みを活かし、本市単独で解決するのではなく、近隣市町と圏域を越えて推進する必要がある。各市町村の積み上げが、県・国の創生であると考え、国・県の地域連携施策を活用しつつ本市の「総合戦略」を推進する。



Ⅲ 基本目標①【しごと編】

『地域の特性を活かしたしごとづくりで、

安定した雇用を創出する』

《数値目標》

成果指標	現状値（計画策定時）	めざそう値（平成 31 年度）
事業所数（製造業）	762 件	782 件
市内事業所従業者数	56,537 人	60,000 人
企業誘致による 延べ市内新規雇用者数	176 人	300 人
事業所数（卸売業+小売業）	1,486 件	1,526 件
創業比率	1.35%	1.43%
女性の労働力率	66%	76%
商品販売額（卸売業+小売業） 及び全国自治体における順位	271,356 百万円 210 位	279,496 百万円 190 位
製造品出荷額等及び 全国自治体における順位	583,242 百万円 115 位	1,070,000 百万円 50 位
農産物販売額及び 全国自治体における順位	1,244,675 万円 123 位	1,282,000 万円 119 位

《政策パッケージ》

1 新たな起業・創業と企業立地の促進

地域に新たなビジネスや雇用を創出し地域経済の活性化につなげるためには、地域の若者・女性などが起業しやすい環境を整備するとともに、既存企業が不採算部門を廃業し新たな事業分野に挑戦する「第二創業」や個人事業主の起業を促進する必要があるとされている。本市の創業比率は1.35%（09-12年「経済センサス」より）となっており、全国平均（1.84%）、県平均（1.43%）を下回っており、創業環境の充実や創業者への支援を強化していく必要がある。

また、本市の若い世代の人口流出先は首都圏が多くを占めている。このような状況の中で、本市での安定した良質な雇用の確保が必要であるが、企業の本社等は東京への集中が進んでおり、採用においても東京での一括採用がほとんどであるため、本社機能等の一部移転や企業の採用枠拡大に向け、官民協働での取組を推進する必要がある。

さらに、本市においては名崎工業団地における自動車製造業の本格稼働が見込まれており、名崎工業団地の整備促進や交通利便性等の優位性を活かした産業系土地利用の充実を図り、さらなる企業誘致の促進や地域中核企業の支援を検討し、地域経済の活性化（参考：12年製造品出荷額等583,242百万円「経済センサス」より）を図る必要がある。

《施策と主な取組》

●企業誘致活動の推進と雇用・定住化の促進【4-2-2】

圏央道や新4号国道等の都市基盤を活かすような産業系土地利用の充実を図るとともに、立地支援策を講ずることで企業誘致を促進します。

また、古河名崎工業団地の整備促進及び進出企業の移転を支援し、自動車製造業の振興を図ります。

●計画的な土地利用・都市施設配置と適時適切な見直し【6-5-1】

必要に応じて都市計画の変更や用途地域の見直しを行い、都市機能の向上を図ります。

●創業環境の充実【4-7-1】

商工団体、金融機関、経営者団体等と連携した「古河創業支援ネットワーク」を活用し、創業支援体制を強化します。

また、創業者が成長企業になるよう、創業支援事業者と連携して地域における育成環境を充実します。

●創業者への支援の強化【4-7-2】

産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を策定し、創業時の優遇措置が受けられる環境を整えます。

また、行政だけでなく、地域の創業支援団体と独自性のある支援を検討します。

《政策パッケージ》

2 安定した雇用の確保と働きやすい環境づくり

多くの若者が大都市圏で就職し、地方では人口流出や少子高齢化により、中小企業や農業で人材確保が厳しい状況にある。地域の活力向上には、地域の若者の就職・育成を促進する若者雇用対策や正社員化など雇用の確保により、若者・女性等の多様な人材の就業を促進し、本市の従業者数（参考：12年 事業所単位 従業者数 56,537人「経済センサス」より）を増やす必要がある。

また、子育て世代の男性に長時間労働が多く、育児休業等の取得率は低いとされており、仕事と生活の調和の実現を図り、採用・配置・育成等のあらゆる側面において男女間の格差を是正するとともに、多様な働き方や転勤の見直しなど、仕事と家庭が両立できる「働き方」を実現し、子育てや介護に関する環境を改善することが必要である。

《施策と主な取組》

●雇用機会の拡大と就業支援【4-5-1】

ハローワークや企業と連携した雇用機会の拡大を図り、若者の地元就職・地元定住を促進します。

また、出産・子育て期におけるニーズに応じた、育児休暇制度の充実、時間短縮勤務や再就職のしやすい雇用環境の推進に向け、検討をします。

●安心・充実して働ける環境づくり【4-5-2】

労働災害の防止や勤労者の相談の支援などを行い、安心して働ける環境づくりを進めます。

●男女共同参画の推進体制の充実【1-3-1】

第2次男女共同参画プランを策定し、産業分野を含めたあらゆる分野での男女共同参画の推進を図ります。推進に向けては裾野を広げ、推進体制を充実します。

●男女共同参画のための取組の推進【1-3-2】

女性の活躍推進に向け、仕事に関する女性の意識を尊重しながら、女性の自主的活動を支援し、幅広い視野を持つ女性リーダーの育成や女性の産業分野を含めたあらゆる分野への参画の拡充に努めます。

また、ワーク・ライフ・バランス（働き方改革）を推進するため、仕事と家庭のバランスが取れた生活を目指すため啓発事業を実施します。さらに、市内企業において仕事と家庭が両立できる職場環境の改善を推進します。

《政策パッケージ》

3 地域の特性を活かした産業力の強化

〔商工業〕

本市の雇用の多くを支える商工業において、雇用の質と量を確保するため、商工業の振興を図るとともに、経済的支援を行う必要がある。商工会議所、商工会、工業会などの商工団体と連携し、経営基盤の充実支援を進め、活性化や生産性の向上が必要である。

〔農林業〕

農林業においては、総産出額の減少（参考：農産物販売額 05-10年 1,490百万円減少「農林業センサス」より）、耕作放棄地の増加（参考：耕作放棄地率 10年 12.89%「農林業センサス」より）、従事者の高齢化（参考：産業別年齢農林業 10年、男女とも 50%以上が 60歳以上「国勢調査」より）が深刻となっている。そのため、「儲かる農業」づくりの推進や担い手の確保が必要である。

さらに、物産や農産物については、市の PR とあわせてふるさと納税や 6 次産業化等による販路拡大の動きが多く自治体で見られ、本市においても遅れることなく、取り組んでいく必要がある。

《施策と主な取組》

●地域商業の振興と経営基盤の充実支援【4-1-1】

商工団体の育成と各種独自事業を支援することにより、総合的な地域商工業の振興を図るとともに、中小企業への経済的支援を行い、負担の軽減を図ります。

●商業活性化への支援【4-1-3】

商工団体が実施する事業を支援し、商業の活性化を推進するとともに、空き店舗の活用に向けた取組を推進します。

●既存工業の経営基盤の充実支援【4-2-1】

工業会を支援し、既存工業団地等の現状を把握しながら、総合的な地域工業の振興を図るとともに、中小企業への経済的支援を行い、負担の軽減を図ります。

●経営革新の支援【4-2-3】

県西地区の産業支援機関で組織する連絡会を通して、異業種企業との交流を活かしながら、産官学連携のものづくりや経営革新の取組を支援します。

●農業の経営強化と担い手の育成【4-3-1】

産地間競争の激化などが見込まれるなか、若者にとって魅力的な職業となるよう、農用地の利用効率化や高度化の促進、情報提供や支援を行い「儲かる農業」づくりを進めます。

また、将来の農業を支える新規就農者や後継者となる若者や女性などの育成・支援を図ります。

● **農業・農産物による古河のブランドづくりと体験・交流の促進【4-3-3】**

6次産業化の推進や地産地消の推進を行い、販路拡大するとともに、農産物のブランド力や産地の知名度の向上を推進します。

● **古河の魅力を高めるブランド価値の創造【4-4-3】**

ふるさと納税制度等を活用し、古河ブランド認証品及び古河の物産について広くPRするとともに、販売の促進を図ります。

● **商・工・農の連携【4-4-4】**

直売所や物産施設における新たな流通・販売経路を担う道の駅を活用し、地場農産物や市の特産品などの販売拡充を図ります。

IV 基本目標②【ひと編】

『移住と定住を促し、新しいひとの流れを創出する』

《数値目標》

成果指標	現状値（計画策定時）	めざそう値（平成 31 年度）
若い世代の純移動数	-200 人	-170 人以下
昼間の滞在人口	国勢調査人口以下	国勢調査人口以上
昼夜間人口比率	0.93	1.00
観光客動態調査における 入込客数	1,449,500 人	1,500,000 人
ふるさと納税による 古河製品の発送数	10,000 件	25,000 件

《政策パッケージ》

1 「住んでみたい」移住を促す取組の推進

東京都在住者の約4割、特に10代・20代男女の47%、50代男性の51%が地方への移住を検討したいとの国の調査結果が出ている。地方のイメージが本市に完全に合致するものではないが、本市においては、自然環境も良好である一方、首都圏への近接性もあり、東京圏から地方への移住先として選択肢になる一方でさらに地方へ移住を希望する市民もいると考えられる。本市の行ったアンケート調査によると、転入のきっかけとして本市を選んだ理由は「仕事のため」という理由が全体の3割を占め、働く場とあわせて移住する人が多いことがわかる。名崎工業団地等で働く従業者も含め、雇用と従業者の移住を連動させながら、取組を推進する必要がある。

また、情報化の進展した社会において、住んでみたいと感じてもらえる起点づくりの手法は様々で、全国規模でシティプロモーション競争が起きている。本市としても遅れることなく、市外への情報発信を充実し、さらなる定住を促進（他の地域からの流入の促進）する必要がある。

《施策と主な取組》

●（再掲）企業誘致活動の推進と雇用・定住化の促進【4-2-2】

立地支援により企業立地を促進し、雇用の拡大を図るとともに、立地企業の従業員を中心に移住を促進します。

●魅力ある情報発信の充実【7-2-1】

全庁横断的なシティプロモーションを推進し、市の知名度向上とイメージアップを図ります。

《政策パッケージ》

2 「住み続けたい」定住を促す取組の推進

工業立地の進展や名崎工業団地関連企業等の従業員の受け入れなどが本格化する中で、良好な住環境の整備を行う必要がある。

また、本市のアンケート調査によると、約 14.5%が市外に移り住みたいと回答しており、本市の人口を 14 万人とすると 2 万 300 人が流出の可能性があることがわかる。市外に移り住みたい理由の最上位は「公共交通機関が整っていないから」が 30.7%であり、転入者においては「交通の便が悪い」との回答が 32.8%となっている。特に首都圏から移住する市民は日常生活の足が自家用車ではなく、公共交通機関であることが多いため、バス等の利便性の向上が急務となっている。課題の解消とあわせて、住み続けたい理由の上位である「災害が少ないから（57.1%）」「買い物などの日常生活が便利だから（34.7%）」という面を活かしつつ、さらなる定住を促進（本市からの流出の抑制）する必要がある。

《施策と主な取組》

●市街地や集落地における都市基盤と住環境整備の推進【6-6-1】

土地区画整理事業などの手法を活用し、古河駅東部地区、大堤南部地区等における市街地整備や集落地整備を計画的に推進します。

●バス等の充実と利用の促進【6-2-2】

市内循環バスやデマンド交通を運行し、より使いやすい交通手段となるよう運行エリアの見直しを行いながら、利便性の向上を図ります。

《政策パッケージ》

3 地域産業の魅力を活かした“呼び込む力”の強化

本市の日中の滞在人口と国勢調査人口を時間別にみると、平日、休日ともに国勢調査人口を下回っている。これは、平日は市外へ働きに、休日も市外へ買い物等で流出している可能性が高く、平日は市外から所得等の流入（参考：地域経済循環図分配流入額 487 億円 「地域産業連関表」、「地域経済計算」より）があるが、休日は市外に資金が流出（参考：地域経済循環図支出流出額 515 億円 「地域産業連関表」、「地域経済計算」より）していることがわかる。このような状況の中で、域内での消費を伸ばすほか、既存の地域産業の魅力を活かした、定住促進（市外からの流入促進と市内からの流出抑制）が必要である。

また、夜間よりも日中に滞在人口が多い自治体は近隣の中心的な市とされ、近隣を牽引する都市になりうるため、昼間人口の増加に向け、企業誘致だけでなく、様々な分野での魅力向上が必要である。

《施策と主な取組》

●市内回遊の魅力づくり【4-4-1】

従来の観光ルートに加え、工場見学や農業体験などの新しい観光資源を発掘し、広域的な回遊ルートを確立するとともに、幅広く PR 活動に取り組みます。また、蔵を活用した魅力づくりや市民が一体となって来訪者をもてなす土壌をつくります。

●魅力ある観光コンテンツの充実とプロモーションの展開【4-4-2】

花火大会等のイベントを充実し、市外からの誘客を図るとともに、情報発信や SNS 等を活用した情報提供を推進します。

また、東京からの近接性を活かし、ロケの誘致やメディアを通して広く PR し、スクリーンツーリズムの促進に努めます。

●（再掲）古河の魅力を高めるブランド価値の創造【4-4-3】

ふるさと納税制度等を活用し、古河ブランド認証品及び古河の物産について広く PR し、ブランド価値を高めます。

●（再掲）農業・農産物による古河のブランドづくりと体験・交流の促進

【4-3-3】

東京近郊の立地を活かし、日帰り型のグリーンツーリズムを基本とし、都市住民や団塊の世代の受け皿として農業体験、観光果樹園、市民農園を通じた交流の場の充実を図ります。

●（再掲）商・工・農の連携【4-4-4】

道の駅「まくらがの里こが」を活用し、商工農の多様な魅力を情報発信します。

V 基本目標③【みらい編】

『若い世代の結婚・出産・子育ての

希望をかなえ、みらいを創生する』

《数値目標》

成果指標	現状値（計画策定時）	めざそう値（平成 31 年度）
合計特殊出生率	1.38	1.45
保育所の待機児童数	11 人	0 人
放課後児童クラブ 希望者入所率	95.32%	100.00%
市内企業における 男性の育児休業取得率	—	9%
小児救急医療輪番数	364 日	365 日

《政策パッケージ》

1 切れ目ない子育て支援の推進

長期的な視点に立って少子化対策を進める観点から、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、きめ細かな対策を総合的に推進することが必要である。

本市の結婚・出産アンケート調査によると、18歳から49歳の独身男女の約8割が結婚の意向を持ち、希望子ども数も2人以上が約9割である一方、未婚率は約4割あり（20-49歳未婚者数/20-49歳総人口「H22国勢調査」より）、出生率も低下傾向にあるなど、結婚・出産・子育ての希望がかなっていない状況にある。

結婚を実現できない背景として、結婚の条件で約6割が「安定した仕事に就けていること」となっており、結婚の意向がない理由としては約5割が「結婚に必要性を感じないから」、次いで3割弱（女性は6割弱）が「結婚資金やその後の生活資金の見通しが立たないから」となっている。

同じく、持つつもりの子どもの数が少ない理由としては「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が約6割となっている。

また、核家族化や地域の結び付きの希薄化、父親の育児参加が不十分なことなどにともない、妊産婦が孤立感や不安感を払しょくできず、出産直後の健康面での悩みや育児不安を抱える状態になっている。

若い世代が希望通り結婚し、子どもが持てるような年収水準（例えば独身で300万円、夫婦で500万円程度が必要との指摘がある）を確保する安定した雇用の確保や経済支援とあわせて、産休中の負担の軽減や産後ケアの充実をはじめ、結婚、妊娠・出産、子育てまでの連携した情報の提供や支援体制の構築が必要である。

《施策と主な取組》

●母子の健康を見守る体制の充実【2-5-3】

妊娠・出産・育児の切れ目ない支援体制を構築するため、産前産後サポート、子育て情報の積極的な提供を行い、妊娠期から子育て期まで継続的に支援し、子どもを産み育てやすい環境を整えます。

また、母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付や健診・相談業務及び乳児家庭への訪問等を実施し、母子の健康増進を図るとともに、安心して育児ができるよう支援します。

●出産や子育ての経済的支援【2-8-1】

子育てにかかる経済的負担を軽減し、産み育てやすい環境づくりのため、子育て世代への支援を充実します。また、定住につながるよう経済負担の軽減策の見直しを検討します。

また、小児医療福祉費支給制度に加え、市独自の医療費助成を行い、子育てにかかる医療費負担を軽減します。

《政策パッケージ》

2 子どもが健やかに育つ環境づくり

市民アンケート調査によると、未来を見据えて優先的に取り組んだ方がよい項目では、「子育て支援」という回答が最も多くなっているほか、結婚・出産、転入、転出の3種のアンケートにおいても、人口減少問題に対応するためにはどのような取組が必要かという項目において「子育てしやすい環境づくり」という回答が最も多くなっている。人口減少に歯止めをかけるためにも、子育て支援を行うことで、産みやすく・育てやすい良好な子育て環境をつくる必要がある。

子育て支援の中でも特に、仕事と家庭の両立と女性の活躍を推進する上で、待機児童の解消が最重要課題とされている。子育てをめぐる環境が大きく変化するなか、平成27年度から実施されている「子ども・子育て支援新制度」に基づき、幼児教育、保育、地域の子育て支援の「量的拡充」として、子育て支援に関する拠点施設の計画的な整備や事業量の拡充を行い、待機児童を解消するとともに「質の向上」として、質の高い保育人材の確保、小規模保育の体制強化や病後児保育等を推進し、多様化する保育ニーズに対応する必要がある。

また、子どもの小学校就学後に、子どもの預かり時間の短縮により働き方を変更せざるを得ないという「小1の壁」を打破するため、国において文部科学省と厚生労働省が連携を推進しているように、市においても各課が連携し、着実に取り組む必要がある。

さらに、子育て支援のさらなる強化と各子育て支援施策を一体的に推進するために設立した、「一般財団法人古河市子ども・子育て支援財団」と連携し、地域全体での子育て環境の充実に取り組む必要がある。

《施策と主な取組》

●保育の量の拡大と質の改善【2-8-2】

子育て支援の拠点となる施設整備や一般財団法人古河市子ども・子育て支援財団との連携により、認定こども園への移行の促進や小規模保育の設置、待機児童の継続的な解消を進めます。

さらに、保育施設全体の将来計画を検討し、老朽化している保育所の改築や保育人材不足の解消に努めるほか、通常の保育に加えて、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育や病後児保育、ファミリーサポートセンターの活用などの取組を促進します。

●地域・家庭と連携した学校運営と子どもの居場所づくり【3-3-3】

放課後児童クラブを充実し、児童の安全確保と健全な育成を図ります。

《政策パッケージ》

3 安心して子育てできる医療体制と家庭づくり

安心して子育てできる環境の一つとして、医療体制が挙げられる。国の報告（総務省「医師等の確保対策に関する行政評価・監視結果報告書」）によると、医師数は増加しているが、地域間や診療科間で医師の偏在があり、特に産科・産婦人科医は平成6年と比較し減少しており、地域における周産期医療体制の確保が重要とされている。

市民アンケート調査においても、安心・安全なまちにするためにどのようなことが重要かという項目について「救急医療や小児医療など地域の医療体制を充実する」という回答が最も多くなっている。医療体制の充実には、本市のみで対応するのではなく、近隣市町や関係機関と連携を図り、出産・子育て期にかかる広域医療体制の充実を図ることが必要である。

また、家庭においても安心して子育てできる環境づくりは求められており、平成25年古河市男女共同参画意識調査報告書によると「男性も家事・育児に積極的に参加すべきである」という考え方には約9割の市民が賛成しており、「家庭生活において男女の地位が平等であると考える市民の割合」は、平成18年と比較し28.1%から34.7%と上昇している。引き続き、男性の家事・育児に対する意識は高まっているが、女性の活躍の推進や働き方の改革をするとともに、男性の家事・育児等への主体的な参加を促進していく必要がある。

《施策と主な取組》

●安心して子育てできる医療環境の充実【2-6-2】

近隣市町や関係機関との連携を図りながら、出産・子育て期にかかる広域医療体制の充実を図ります。また、輪番登録医療機関を支援するなど、安心して子育てできる医療環境の充実に努めます。

●（再掲）男女共同参画の推進体制の充実【1-3-1】

第2次男女共同参画プランを策定し、家庭を含めたあらゆる分野での男女共同参画の推進を図ります。推進に向けては裾野を広げ推進体制を充実します。

●（再掲）男女共同参画のための取組の推進【1-3-2】

ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍の推進に加え、男女共同参画宣言都市として、市全体で男女共同参画に取り組んでいること等を市民に周知し、意識啓発や意識改革を図ります。

VI 基本目標④ 【まち編】

『地域と地域が連携し、安心な暮らしを守り、

将来を見据えたまちを創生する』

《数値目標》

成果指標	現状値（計画策定時）	めざそう値（平成 31 年度）
人口集中地区（DID）内の人口密度	5,354 人/k [㎡]	5,400 人/k [㎡]
自主防災組織率	70.2%	76.6%
新たに広域連携により共同事業等が実現できた数	9 件	10 件

《政策パッケージ》

1 都市基盤の整備と人口減少に対応したまちづくり

人口減少が見込まれるなか、人口減少を抑制するための積極的な戦略と人口減少に対応したまちづくりを行う調整戦略が必要となる。今後は拡散した市街地で居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが全国の地方都市で懸念されている。そのため、都市のコンパクト化と官民が一体となった公共交通網の再構築を行い、高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる快適な生活環境の実現が必要となる。

また、高度経済成長期に集中的に整備されたインフラに対する老朽化対策として、古河市公共施設等総合管理計画基本方針に掲げる「行政改革」「量の改革」「質の改革」を推進し、民間のノウハウの活用や真に必要なストックを賢くマネジメントすることが必要となってくる。

さらに、公共施設だけでなく、世帯数の減少にともない空家が増加してきており、発生の未然防止や空家の解消を進める必要がある。

《施策と主な取組》

●良好な市街地や集落地の形成【6-6-2】

地区の特性に応じた公共施設や商業施設、工業系施設等の配置を進め、交通の利便性など地理的条件を活かした、より暮らしやすい集約された市街地を形成します。

●（再掲）計画的な土地利用・都市施設配置と適時適切な見直し【6-5-1】

拠点集約型の都市構造の形成への転換を具現化するため、公共交通網の再編と連携し、立地適正化計画を策定します。

●持続可能な公共交通網の形成【6-2-1】

「改正地域公共交通活性化再生法」を踏まえて、地域公共交通網形成計画を策定し、民間交通機関と一体となった地域公共交通ネットワークの再構築を図ります。

●（再掲）市街地や集落地における都市基盤と住環境整備の推進【6-6-1】

土地区画整理事業などの手法を活用し、古河駅東部地区、大堤南部地区等における市街地整備や集落地整備を計画的に推進します。

●空家対策の推進【5-11-4】

増加する空家に対応するため、関係機関と連携した推進体制を構築し、発生の未然防止を行うとともに、空家の解消や適切な措置を実施します。

●効率的・効果的な公共施設等の管理運営【7-1-3】

古河市公共施設等総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針に基づき、土地や建物、インフラ等の資産を総合的に管理・活用を図り、公共施設等の全体の最適化を目指すとともに、未利用財産や空きスペースなどの有効活用や処分に努めます。

《政策パッケージ》

2 災害に強いまちづくりの推進

地域の高齢化が進む中で、災害に対する地域コミュニティの対応が全国的に課題になっている。

また、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、24 時間雨量が観測史上最高の 247 ミリを記録し、人的被害（5 名）、建物被害（浸水 30 件）、道路冠水（44 箇所）や農作物被害（被害面積 363ha、被害金額 3 億 4,900 万円）等、市内各所に大きな被害が発生した。

この豪雨や東日本大震災などを教訓とし、利根川・渡良瀬川という大河川に面していることも踏まえて、市民・事業者・行政などの連携のもとに地域における防災力の強化を図り、災害に強い防災施設や設備を充実させる必要がある。

さらに、市民アンケートによると住み続けたい理由の最上位が「災害が少ないから（57.1%）」となっており、災害に強いまちづくりを現在の市民のためだけでなく、未来の古河市の魅力をアピールしていくための要素としても活用する必要がある。

《施策と主な取組》

●地域防災力の強化【5-9-1】

地域防災計画に基づき、地域・市民・防災関係機関が連携し、防災減災の促進を図るとともに、防災意識の高揚に向けた周知に努めます。

また、各種通信手段の活用や防災通信体制の充実を図るほか、姉妹都市や各物資提供事業者との防災協定を締結し、応急対策を進めます。

●防災施設と設備の整備・充実【5-9-2】

安心安全な指定避難所の確保や各種資機材・備蓄品の整備を進めるとともに、家庭内備蓄の充実を促進します。

また、災害時の防災情報の提供のため、防災無線システムの強化や新しい情報伝達手段を検討します。

《政策パッケージ》

3 地域と地域の連携による圏域づくり

人口の流出に続き、地域経済の縮小、生活の利便性の低下等が地方において課題となっており、それぞれの地域ごとに人口の流出に歯止めをかけ、活力ある経済・生活圏を形成するため、地域連携を推進することが課題となっている。このため、平成 26 年度には地方自治法が改正され、人口 20 万人以上の市を中心として、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村が連携中枢都市圏を新たに形成し、一つの市ではなく圏域での取組が推進されている。

また、人口 5 万人程度以上の市を中心として市町村が連携して相互に役割分担しつつ圏域の生活関連機能を維持・向上させる定住自立圏の取組も進んできており、本市においても近隣市町と連携し、分野横断的な圏域づくりを進めることが必要である。

《施策と主な取組》

● 広域行政の運営【7-3-1】

自立性の高い行政運営が求められていることから、周辺自治体や県外自治体との連携強化を図り、分野横断的な圏域づくりを推進します。

また、中心市としての役割を担うよう、拠点性を高めるとともに、周辺地区を牽引する都市を目指します。

● 広域事業の効果的推進【7-3-2】

一部事務組合等において、構成市町と連携を強化し、共同で処理できる業務は、一部事務組合において行い、効率的かつ効果的な運営を促進します。

● (再掲) 安心して子育てできる医療環境の充実【2-6-2】

近隣市町や関係機関との連携を図りながら、出産・子育て期にかかる広域医療体制の充実を図ります。また、輪番登録医療機関を支援するなど、安心して子育てできる医療環境の充実に努めます。